

非課税枠を超えた分を 親から借りたら 税金がかかる？

相談者の気持ち

住宅を購入するのに父から贈与してもらっても非課税枠だけでは資金が足りません。非課税枠を超える分のお金を父に借りたいのですが、贈与税がかかるのでしょうか？



借入れ(金銭消費貸借)をする場合、税務上、借入れの全額または利息(利子)相当額が贈与として取り扱われれば、贈与税がかかります。特に、住宅購入目的の場合、金額が大きいため、贈与として取り扱われると贈与税も高額になります。

重要なことは、真に金銭消費貸借であるといえるか否かです。簡単にいえば、親以外の第三者から借り入れる場合と同等の形式、内容を備えているかどうか問題となります。

まず形式面では、金銭消費貸借契約書や借用書等の有無が問題になります。親子間では軽視されがちですが、第三者からみても金銭消費貸借であることが明らかな書面が作成されていれば、金銭消費貸借として取り扱われることになります。なお、借入額が1万円以上の場合には、その金額に応じて印紙税がかかります(第1号文書に該当)。そのため、収入印紙を貼り付け、書面と収入印紙の彩紋にかけて消印等を行うことにより、印紙税を納付する必要があります。

また、内容面では、通常金銭消費貸借において定める事項、つまり ①書面作成日(契約締結日)、②貸主および借主の氏名、住所、押印、③貸主が借主に金銭を貸し付ける旨の合意をし

たこと、④借入額、⑤貸主が借主に金銭を渡した日付、⑥返済時期、方法、金額(分割返済の場合)、⑦利息の合意および利率、⑧遅延損害金の利率、⑨期限の利益喪失などが定められているか否かが問題となります。

①から⑨にはいくつかの注意点があります。まず、②については、氏名を自署し、実印で押印します。

④および⑥については、そもそも返済時期が定められていない場合や借入額が高額で返済計画が現実的ではないような場合(例えば100年間にわたる分割返済など)には、形式上金銭消費貸借としているに過ぎず、実質的には借入額の全額が贈与であると取り扱われる可能性があります。そのため、返済計画を現実的なものとし、実際に返済するときには記録も必要です。

また、⑦については、無利息の場合、利息相当額の利益を得たとして、当該金額が贈与であるとされることがあります。

贈与額の計算に当たっては、現行法上、110万円の基礎控除、父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税の特例、相続時精算課税選択の特例などがありますので、詳細については専門家に相談しましょう。